



処理施設事故報告書について

質 問

処理施設事故報告書の件ですが、収集運搬業者についても該当するものでしょうか？
「施設」の解釈はどこまででしょうか？積替保管施設、車両も該当するものでしょうか？
車両でも事故(交通事故、漏洩事故等)で報告すべき基準として、その場合、大・小の程度等はありますでしょうか？

回 答

処理施設事故報告書は、「施設」に関連した事故の報告です。

- 1.施設とは
 - ①15 条施設
 - ②14 条施設(15 条の処理能力以下の施設、又は法に規定のない処分施設)、
 - ③積替え保管施設。
- 2.事故の内容は
 - ①火災の発生、
 - ②爆発事故、
 - ③死亡事故など重大な労働災害事故(労働基準監督署への報告とあわせて)、
 - ④大量の廃棄物の飛散流出事故、
 - ⑤汚水の配管・水処理施設の不具合など処理作業に長期にわたり支障が出る事故、
 - ⑥その他処理作業に影響が出る事故
- 3.施設の事故発生により、許可された処理能力の受入に支障が出る場合等の場合には、必ず許可を受けた許可権者あてに報告書を提出する義務があります。
- 4.なお、処理施設の稼働に影響が無い内容又は規模であっても、周辺住民に何らかの被害を与えた場合は原則として報告しておくこと。
- 5.積替え保管施設での事故の場合には、収集運搬の運行計画に影響がでる規模又は内容の事故の場合は報告することになります。
- 6.車両は一般的には施設には該当しませんので、処理施設事故報告書には含まれない。

以上

